

令和3年度定期監査等結果報告に対する措置状況

| No | 指摘事項 | 措置 | 部局 | 室・課等 |
|----|---|--|----------|-----------|
| 1 | 1 財産管理事務について | | | |
| | (1) 行政財産（教育財産を含む）の貸付け（飲料自動販売機設置） | | | |
| 1 | ア 契約書において、延滞金の規定が寝屋川市公有財産規則の規定と異なっていた。 | 行政財産の貸付けに関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者がチェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。 | 財務部 | 資産活用課 |
| 2 | | 行政財産の貸付けに関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者がチェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。 | 市民活動部 | 市民活動振興室 |
| 3 | | 行政財産の貸付けに関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者がチェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。 | 環境部 | 環境事業課 |
| 4 | | 行政財産の貸付けに関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者がチェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。 | 福祉部 | 東障害福祉センター |
| 5 | | 行政財産の貸付けに関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者がチェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。 | こども部 | こどもを守る課 |
| 6 | | 行政財産の貸付けに関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者がチェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。 | まちづくり推進部 | 交通政策課 |
| 7 | | 行政財産の貸付けに関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者がチェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。 | まちづくり推進部 | 産業振興室 |
| 8 | | 行政財産の貸付けに関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者がチェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。 | 都市基盤整備部 | 道路管理課 |
| 9 | イ 公有財産の管理（貸付け及び行政財産の目的外使用の許可に限る。）に関連する事務を処理する場合は資産活用課長の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。 | 事務決裁に関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者がチェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。 | 環境部 | 環境事業課 |
| 10 | | 事務決裁に関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者がチェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。 | 福祉部 | 東障害福祉センター |

令和3年度定期監査等結果報告に対する措置状況

| No | 指摘事項 | 措置 | 部局 | 室・課等 | |
|----|---|--|--|----------|---------|
| 11 | 寝屋川公園駅自転車駐車場（北側） | 事務決裁に関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者がチェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。 | まちづくり推進部 | 交通政策課 | |
| 12 | 寝屋川市立産業振興センター | 事務決裁に関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者がチェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。 | まちづくり推進部 | 産業振興室 | |
| 13 | 寝屋川市駅東側他7件 | 事務決裁に関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者がチェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。 | 都市基盤整備部 | 道路管理課 | |
| 14 | ウ 貸付料の納入において、契約書で定める納入期限と異なる納期限の納入通知書もしくは納期限の記載のない納入通知書を発行し、貸付料が契約書で定める納入期限までに納付されていなかった。 | 寝屋川市クリーンセンター | 納付書の発行が遅れたことが根本的な要因であるため、納付までの事務処理を遅延することなく完結できるよう、担当者の異動等による状況にも対応した調定事務に関するスケジュール表及び処理マニュアルを作成します。 また、上席者においても進行管理を行いダブルチェックで確認できる体制を整えます。 | 環境部 | 環境事業課 |
| 15 | | 寝屋川公園駅自転車駐車場（北側） | 令和3年度の貸付料について再発防止のため、課内において納入期限までに納付が必要となる業務を再確認し、併せてチェックリストを作成し、令和4年度の業務より改善を行っております。 | まちづくり推進部 | 交通政策課 |
| 16 | エ 貸付料の納入において、納入通知書の発行が遅れ、納期限の記載のない納入通知書もしくは契約書で定める納入期限と異なる納期限の納入通知書を発行し、貸付料が契約書で定める納入期限までに納付されていなかった。 | 寝屋川市立保健福祉センター | 自動販売機設置に係る事務処理について、公有財産規則等の関係規定を再確認し、改めてその趣旨等を理解するとともに、行政財産の貸付けに関わるチェックリスト及びマニュアルを作成し、担当者・担当係長を中心とした日付管理を徹底します。 | こども部 | こどもを守る課 |
| 17 | オ 貸付料の調定において、当該金額が50万円以上の場合には財政課長の合議が必要であるが、合議していなかった。 | 寝屋川市立保健福祉センター | 事務決裁に関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者がチェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。 | こども部 | こどもを守る課 |
| 18 | (2) 普通財産の貸付け | | | | |
| | | 資材置場等 | 資産活用課においてライブラリに掲載している普通財産の貸借契約書の雛形の延滞金に関する規定を寝屋川市公有財産規則の規定に沿うように変更します。 また、契約書案を作成するときは、雛形があつたとしても、法令や寝屋川市の例規の規定を確認することを徹底するため、チェックリストを作成し、活用することとします。 | 財務部 | 資産活用課 |

令和3年度定期監査等結果報告に対する措置状況

| No | 指摘事項 | | 措置 | 部局 | 室・課等 |
|----|--|---|---|----------|----------|
| 19 | ア 契約書において、延滞金の規定が寝屋川市公有財産規則の規定と異なっていた。 | マンション駐輪場 | <p>今後、同事務を行う際は、前例に習って行うのではなく、関係法令・規則を十分に確認し理解した上で、事務事業を進めます。また当該事務に係る根拠法令の条例、規則等の抜粋を作成し、起案時に添付文書として付けることで、起案者も決裁者も規定を意識した起案・決裁を行います。</p> <p>また、普通財産の貸付に関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者が当該チェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。</p> <p>なお、本件においては、変更契約を締結し、指摘事項の内容については修正済みです。</p> | まちづくり推進部 | まちづくり推進課 |
| 20 | イ 契約書に寝屋川市公有財産規則で定められている延滞金が規定されていないかった。 | 資材置場等 | 普通財産を貸付ける場合、起案者は、改めて寝屋川市公有財産規則を確認したうえで、業務フロー(普通財産の貸付)を確認しながら起案作成するとともに、担当係長及び課長においても普通財産(土地)の貸付に係るチェックリストを用いて同規則に基づき起案されているかについて、確認することで、再発防止につなげます。 | 都市基盤整備部 | 道路建設課 |
| | (3) 行政財産(教育財産を含む)の目的外使用の許可 | | | | |
| 21 | | 高柳二丁目311番69ゴミ集積場(電柱)及び梅が丘一丁目286番50ゴミ集積場(支線) | 事務決裁に関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者がチェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。 | 環境部 | 環境事業課 |
| 22 | ア 公有財産の管理(貸付け及び行政財産の目的外使用の許可に限る。)に関連する事務を処理する場合は資産活用課長の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。 | 寝屋川市立保健福祉センター(タクシー呼出電話機) | 事務決裁に関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者がチェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。 | こども部 | こどもを守る課 |
| 23 | | 寝屋川市立産業振興センター(寝屋川市商業団体連合会事務室) | 事務決裁に関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者がチェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。 | まちづくり推進部 | 産業振興室 |
| 24 | イ 専決権者による決裁が行われていなかった。(ア) 専決権者であるこども部長によって決裁されなければならないところ、こどもを守る課長による決裁で施行されていた。 | 寝屋川市立保健福祉センター(タクシー呼出電話機) | 事務決裁に関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者がチェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。 | こども部 | こどもを守る課 |

令和3年度定期監査等結果報告に対する措置状況

| No | 指摘事項 | | 措置 | 部局 | 室・課等 |
|----|--|-----------------------------------|---|----------|-----------------|
| 25 | イ 専決権者による決裁が行われていなかった。 (イ) 専決権者であるまちづくり推進部部长によって決裁されなければならないところ、産業振興室課長による決裁で施行されていた。 | 寝屋川市立産業振興センター (寝屋川市商業団体連合会事務室) | 事務決裁に関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上席者がチェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。 | まちづくり推進部 | 産業振興室 |
| 3 | 収納金事務について | | | | |
| 26 | | 後期高齢者医療保険料 | 収納金の払い込み手続きについては、職員間の引継ぎを含めた情報共有を図るとともに、会計ごとで管理している出納簿について、規則に基づいた適切な運用を行うため、収納金の事務に関わるチェックリスト及びマニュアルを作成し、担当者及び上席者が毎日確認する体勢を整え、再発防止に取り組みます。 | 市民サービス部 | (徴収・納付担当) |
| 27 | (1) 出納員が収納した日の翌営業日までに指定金融機関等に払い込まれていなかった。 | 雑入(大腸がん検診自己負担金、骨密度検診自己負担金及びその他) | 収納金の払込手続きについては、収納金の担当者が、収納した日のうちに収納金を連絡便ボックスに移動させ、鍵付きの保管場所で保管するとともに、連絡便当日に、連絡便担当者及び上席者が、チェックリストを活用して収納金の有無を徹底して確認することで、再発防止に取り組みます。 | 健康部 | 健康づくり推進課 |
| 28 | (2) 交付決定額と異なる金額で調定を行っていた。 | 子ども・子育て支援事業費補助金(府補助金) | 大阪府から決定された交付額を調定の際に、「民生費」と「教育費」に按分するが、それぞれの決裁過程で全体の調定額が把握できず、誤った調定を行ってしまったことから、今後は、それぞれの決裁過程において、全体の交付決定額とそれぞれの調定額が分かる資料を添付し、起案者や決裁権者が確認できるよう改善します。また、補助金業務に関わるチェックリスト及びマニュアルを作成し、担当者及び上席者を含めた職員間で共有することで再発防止に取り組みます。 | こども部 | 保育課 |
| 4 | 契約事務について | | | | |
| 29 | (1) 当初締結されていた契約期間の満了後に変更契約が締結されていた。 | 新型コロナウイルスPCR検体検査追加業務委託 | 起案者及び上席者は、契約事務手続きを正しく理解することを徹底するとともに、決裁行為については、起案内容及び関係法令等を十分に確認した上で行う等、事務を適正に執行します。また、契約手続に関わるチェックリストを作成し、決裁後に複数の担当職員で最終確認を行います。 | 健康部 | 新型コロナウイルス感染症対策室 |

令和3年度定期監査等結果報告に対する措置状況

| No | 指摘事項 | 措置 | 部局 | 室・課等 | |
|----|--|---|--|-----------------|-----------------|
| 30 | <p>(2) 変更に伴う予算措置及び契約締結がなされないまま工事が施工されていた。 また、当初の契約締結に当たり、入札参加者の入札参加資格要件の一つに市発注基準が土木A・Bランクの市内業者とあり、土木Bランクの市内業者が受注しているが、当初の予定価格を変更後の予定価格に置き換えた場合、当該工事は土木Aランクの市内業者に発注することとなる。</p> | <p>都市計画道路寝屋川公園駅前線事業に伴う道路築造工事</p> | <p>課内での進捗状況会議を徹底し、事業進捗及び情報共有を行うこととし、変更が生じた場合には、関係課と調整し、適切な事務を行うことや、課内で設計変更手続きマニュアルを作成するなど再発防止を行います。 また、令和3年10月に「公共工事に伴う設計変更ガイドライン」を策定して関係課に周知しており、庁内で再発防止の徹底を行っております。</p> | <p>まちづくり推進部</p> | <p>まちづくり推進課</p> |
| 31 | <p>(3) 個人情報取扱特記事項について、起案文書には添付されていたが、製本の際に契約書と一体のものとされていなかった。</p> | <p>対馬江大利線事業用地取得等業務委託</p> | <p>監査指摘以降、課内全職員に、再度、個人情報取扱特記事項の取り扱いを十分に周知徹底し、同様の間違いが起きないように、意識を高めました。 また、電子決裁においては、個人情報取扱特記事項等を含めた契約書類一式をまとめた添付ファイルとすることで、漏れが生じない工夫を行い、再発防止につなげます。また、業務委託作成に係るチェックリストを用いて、起案作成から契約書作成までを確認することで再発防止につなげます。</p> | <p>都市基盤整備部</p> | <p>道路建設課</p> |
| 6 | <p>その他</p> | | | | |
| 32 | <p>(1) 起案文書について、専決権者である経営企画部長によって決裁されなければならないところ、企画三課長による決裁で施行されていた。</p> | <p>メールねやがわ・市公式アプリ「もっと寝屋川」1世帯に1人登録キャンペーンに係る報償費</p> | <p>事務決裁に関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上司者が当該チェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。</p> | <p>経営企画部</p> | <p>企画三課</p> |
| 33 | <p>(2) 支出負担行為書について、専決権者である経営企画部長によって決裁されなければならないところ、経営企画部次長による決裁であった。</p> | <p>メールねやがわ・市公式アプリ「もっと寝屋川」1世帯に1人登録キャンペーンに係る報償費</p> | <p>事務決裁に関するチェックリスト及びマニュアルを作成した上で、起案時に担当者及び上司者が当該チェックリスト及びマニュアルを確認することを徹底することとし、再発防止に取り組みます。</p> | <p>経営企画部</p> | <p>企画三課</p> |